

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成 27 年 10 月
栃木県人事委員会

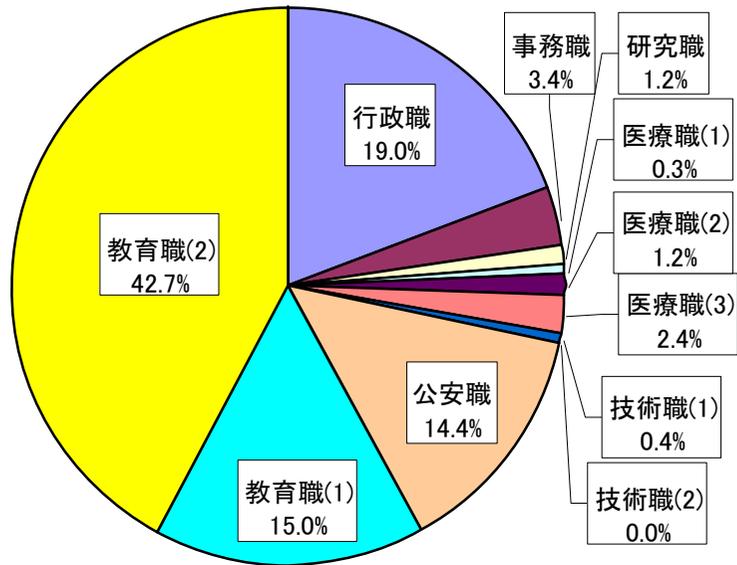
目 次

	ページ
1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定	
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 民間給与との較差に基づく給与改定	4
⑤ 本年の給与改定	5
⑥ 職員(行政職員)モデル給与例	6
⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係)	7
2 給与制度の総合的見直しの概要	
① 世代間の給与配分等の見直し	8
② 諸手当の見直し	9
③ 給料表水準の引下げに伴う経過措置(激変緩和措置)	10

1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定

1-① 給与勧告の対象職員

平成 27 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員（再任用職員及び休職者等を除く。）は 22,823 人（平均年齢は 43.2 歳）であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職員（注）は、4,955 人（平均年齢 44.0 歳）で、全体の 21.7%となっています。また、教育職給料表適用職員については、57.7%と全体の半数以上を占めています。



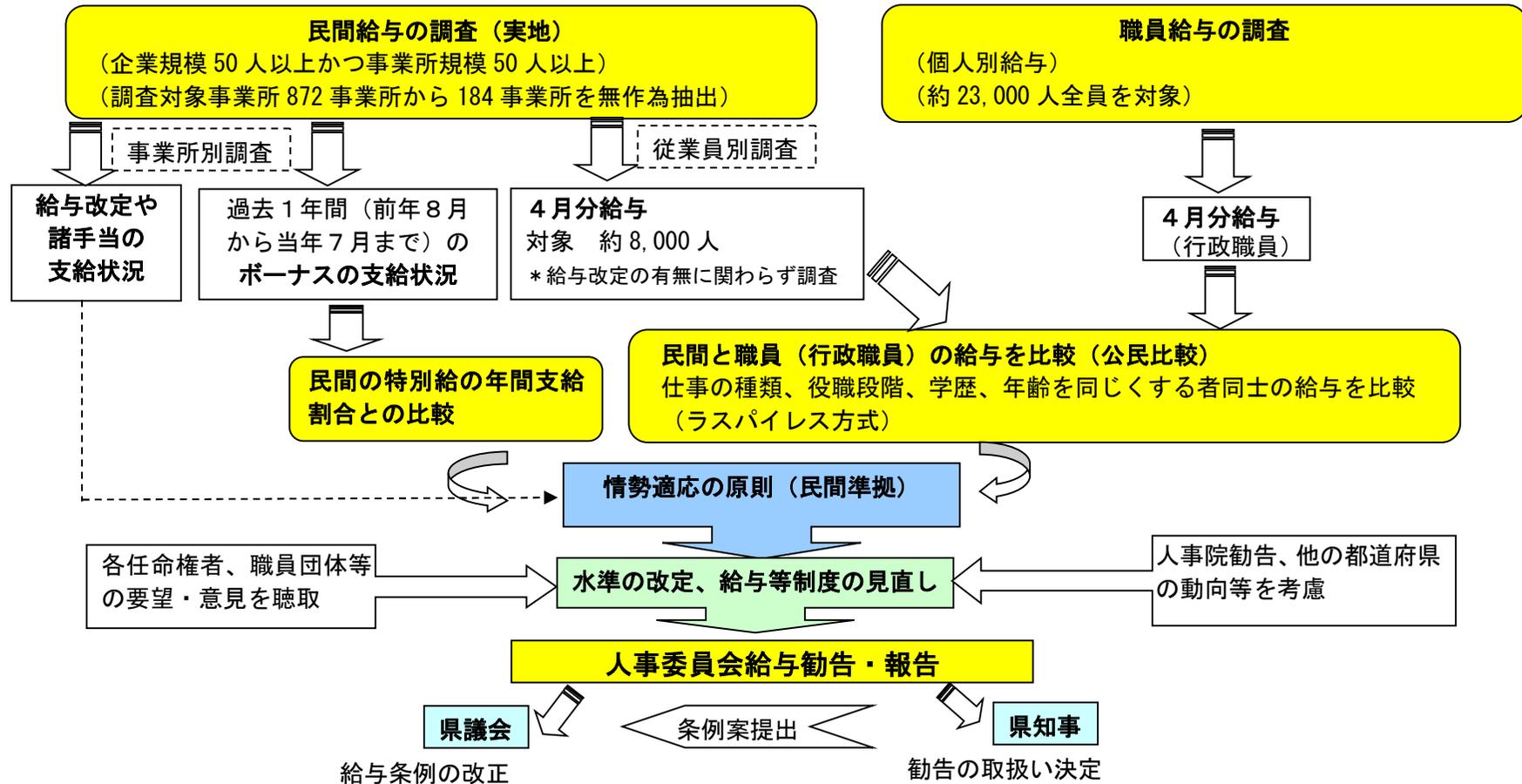
給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4,330	43.3
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	772	44.5
研究職給料表	研究員	267	42.1
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	82	47.9
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士等	267	41.6
医療職給料表(3)	保健師、看護師	554	38.8
技術職給料表(1)	学校栄養士	89	40.4
技術職給料表(2)	学校看護師	2	56.0
公安職給料表	警察官	3,296	37.4
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,420	44.4
教育職給料表(2)	小・中学校の教員	9,744	44.9
計		22,823	43.2

(注) 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員（5,102人）のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び平成 27 年 4 月 1 日付け新規学卒の採用者（147人）を除いたもの

1-② 給与勧告の手順

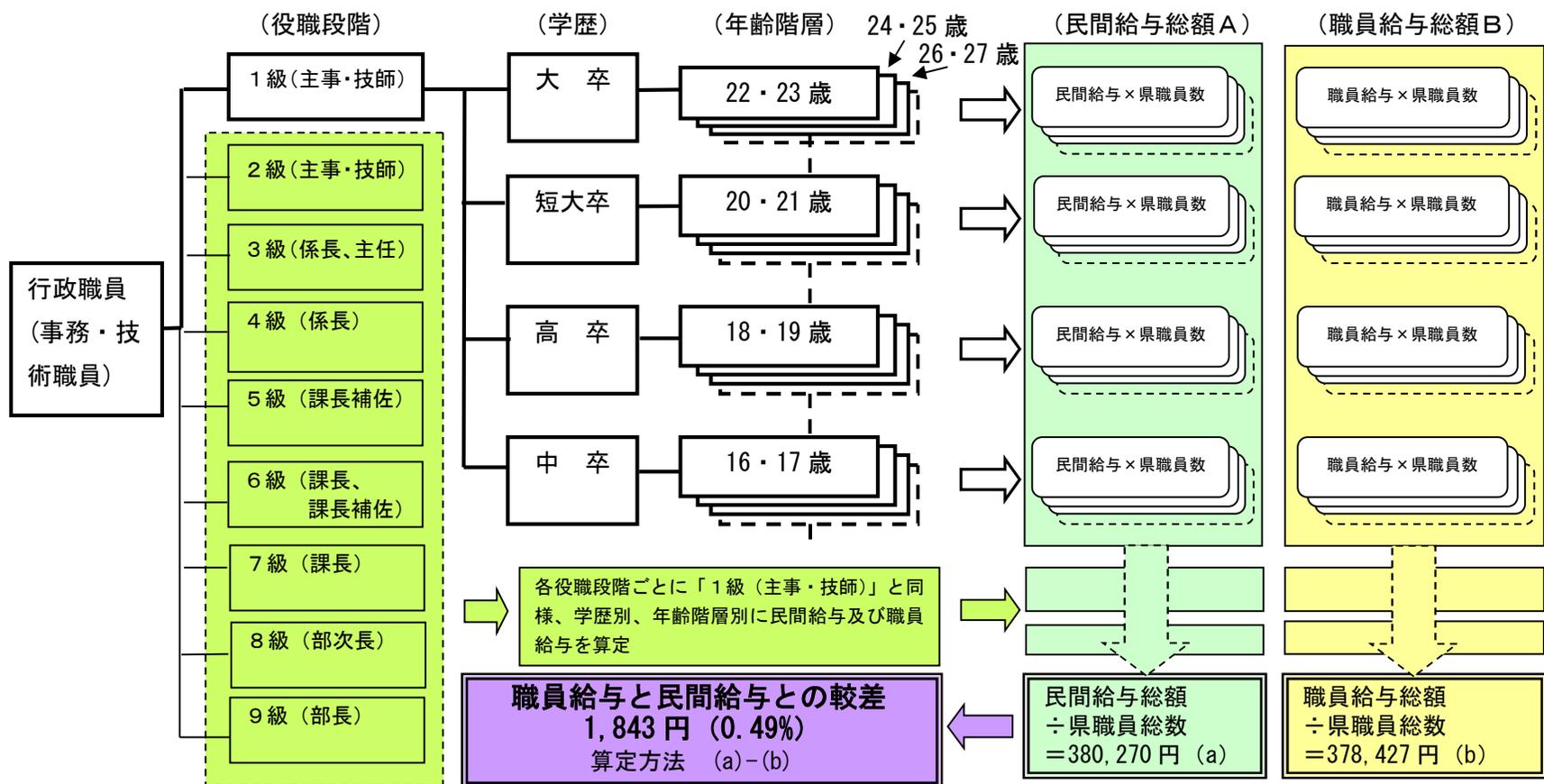
栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



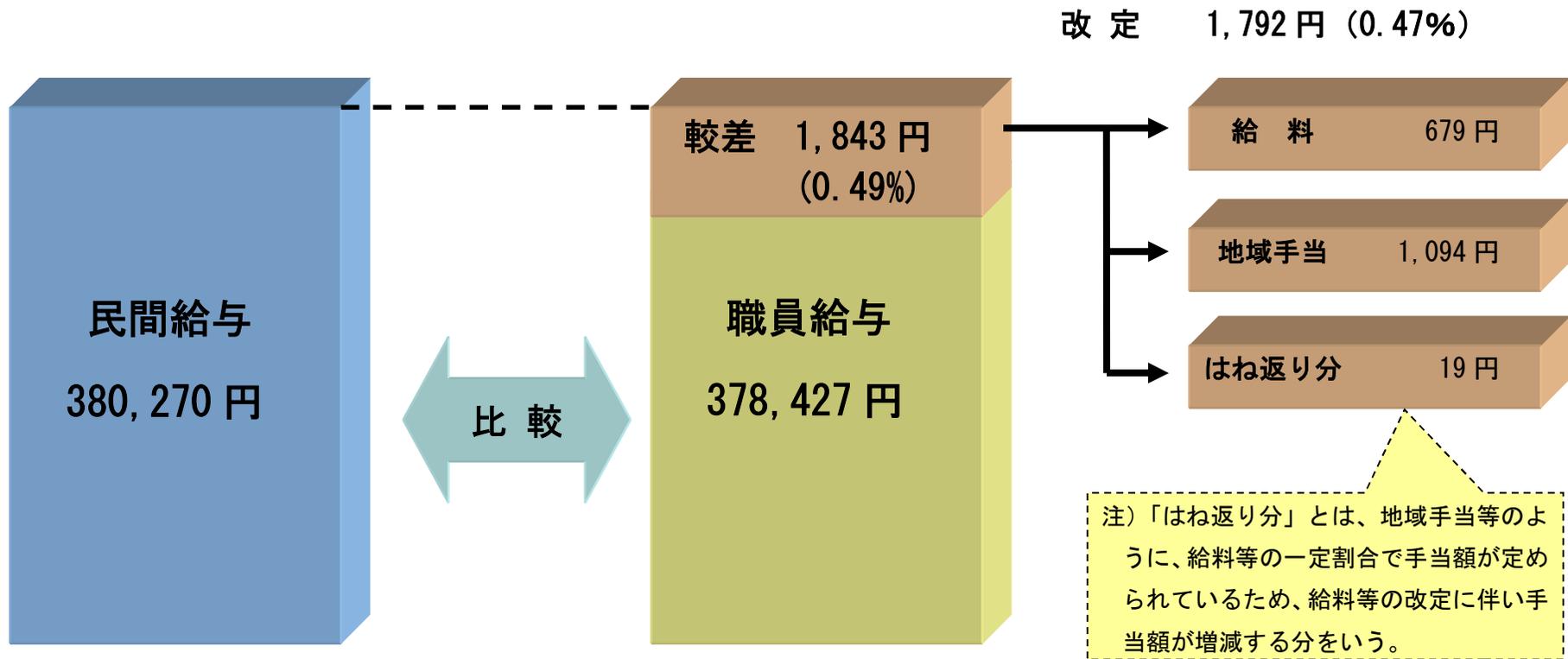
1-③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員給与の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



1-④ 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差、人事院勧告の内容等を踏まえて、以下のとおり、月例給の引上げを行うこととしました。



1－⑤ 本年の給与改定

1 給料表

(1) 行政職給料表

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における公民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

初任給 行政職員(大卒程度) 183,300円(現行 180,800円) 行政職員(高卒程度) 149,000円(現行 146,500円)

(2) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に所要の改定

2 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定

3 地域手当

民間給与との較差を解消するため、給料表の引上げ改定と併せ、地域手当の支給割合を3.2%に引上げ(現行2.9%)

4 期末手当・勤勉手当

民間の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.20月に改定(現行4.10月)引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

5 実施時期

平成27年4月1日

1-⑥ 職員(行政職員)モデル給与例

(単位：円)

役 職	年 齢	家 族 構 成	勧告前		勧告後		年間給与 額の差
			月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
主 事	25 歳	独身	213,208	3,432,648	216,410	3,505,842	73,194
主 任	35 歳	配偶者、子1人	319,607	5,176,979	321,777	5,243,933	66,954
係 長	45 歳	配偶者、子2人	403,368	6,608,503	405,679	6,688,180	79,677
課長補佐	50 歳	配偶者、子2人	450,496	7,451,688	452,944	7,540,195	88,507
課 長	55 歳	配偶者	543,819	8,673,473	546,528	8,769,482	96,009
部 長	58 歳	配偶者	633,668	10,551,705	636,640	10,672,703	120,998
行政職員平均 (44.0 歳)			378,427	6,186,121	380,219	6,255,094	68,973

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、扶養手当、給料の特別調整額及び地域手当(勧告前2.9%、勧告後3.2%)を基礎に算出
(課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(114,700円))

1-⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係)

	月例給	特別給(ボーナス)		行政職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.25%	4.95月	▲0.30月	▲10.7万円	▲1.6%
平成12年	0.11%	4.75月	▲0.20月	▲7.5万円	▲1.1%
平成13年	0.05%	4.70月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
平成14年	▲1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲2.3%
平成15年	▲1.06%	4.40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲2.6%
平成16年	勧告なし(注)	4.40月	—	—	—
平成17年	▲0.35%	4.45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18年	0.49%	4.45月	—	3.2万円	0.5%
平成19年	1.01%	4.50月	0.05月	8.7万円	1.3%
平成20年	0.38%	4.50月	—	2.6万円	0.4%
平成21年	▲0.26%	4.15月	▲0.35月	▲16.1万円	▲2.4%
平成22年	▲0.28%	3.95月	▲0.20月	▲10.0万円	▲1.6%
平成23年	▲0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%
平成24年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成25年	勧告なし(注)	3.95月	—	—	—
平成26年	0.21%	4.10月	0.15月	7.3万円	1.2%
平成27年	0.47%	4.20月	0.10月	6.9万円	1.1%

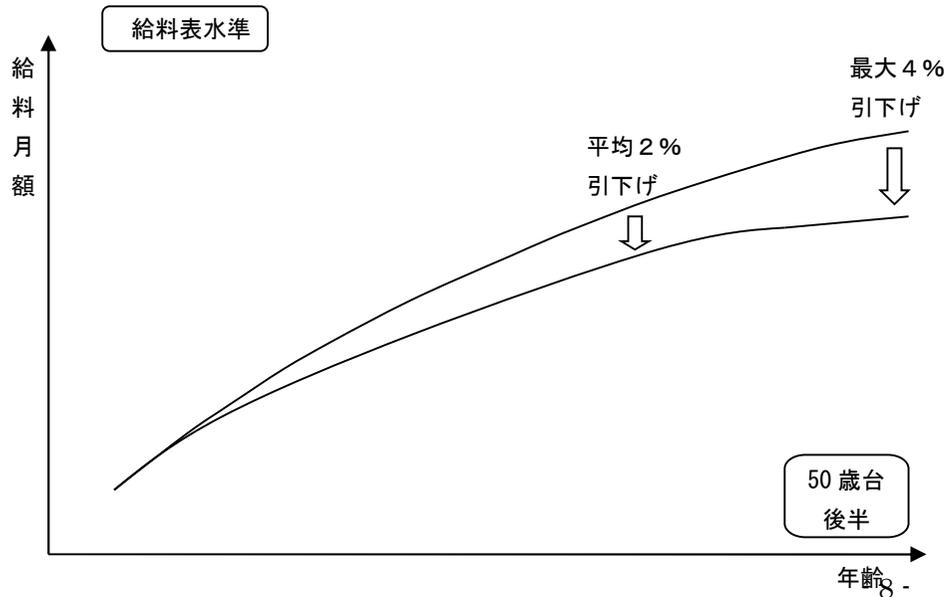
(注) 平成16年、平成24年及び平成25年においては、給与水準改定以外の勧告あり。

2 給与制度の総合的見直しの概要（平成27年4月から実施）

2-① 世代間の給与配分等の見直し

- 国に準じて給料表の水準を平均2%引下げ
- 給料表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合を2.5%から3.3%に段階的に引上げ
- 50歳台後半層の職員給与が民間給与を上回っている状況を踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、給料表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳台後半層の職員が多く在職する高位の号給の給料月額について、最大で4%程度引下げ

〔55歳を超える職員（行政職給料表(1)6級相当以上）に対する給料等の1%減額支給措置の廃止（平成30年3月31日をもって廃止）〕



地域手当の見直し

年度	支給割合
平成26年度	2.5%
平成27年度（遡及前）	2.9%（+0.4%）
平成27年度（遡及後）	3.2%（+0.3%）
平成28年度	3.3%（+0.1%）

2-② 諸手当の見直し

職務や勤務実績に応じ、国に準じて次の手当を見直し

【1】単身赴任手当

- 公務の支給額が民間を下回っていることや、国の改定を踏まえ、手当額を引上げ

年 度	手 当 額	
	基礎額	加算額の限度
平成 26 年度	23,000 円	45,000 円
平成 27 年度	26,000 円	58,000 円
平成 28 年度	30,000 円	70,000 円

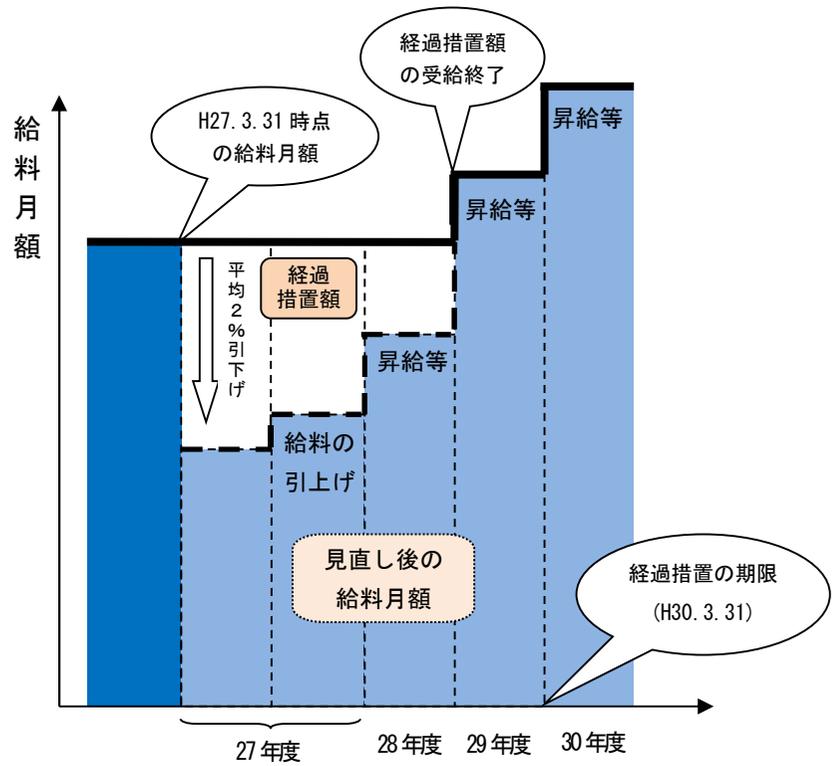
【2】管理職員特別勤務手当

- 管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内の額の手当を支給（平成27年度から実施）

2-③ 給料表水準の引下げに伴う経過措置（激変緩和措置）

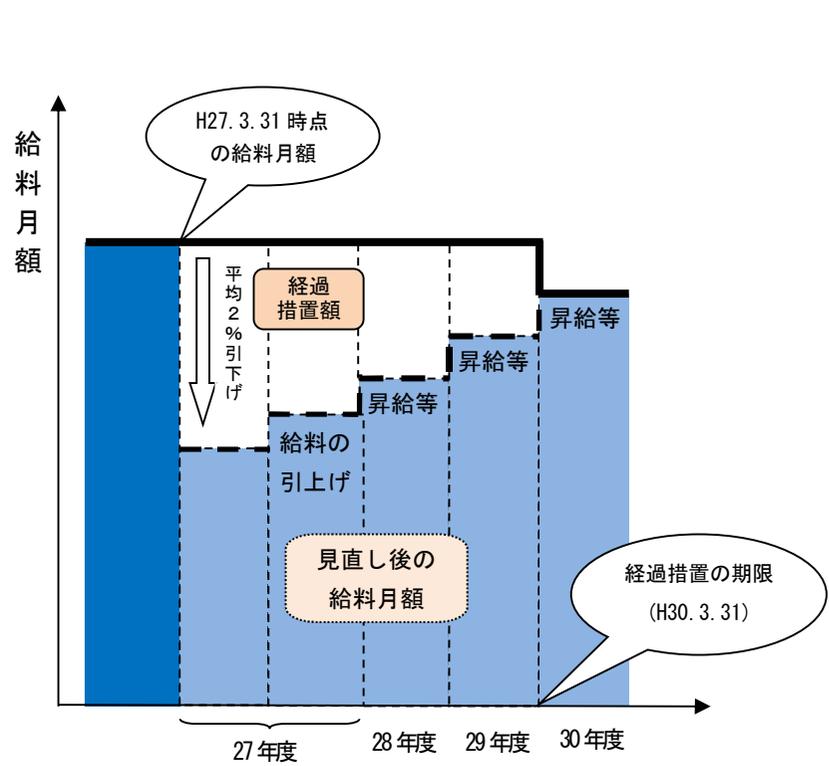
給料表水準の引下げとなる職員に配慮し、円滑に見直しを行うため、新たな給料表の給料月額が、切替え日の前日（平成27年3月31日）に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給しています。

早期に経過措置の対象者でなくなる場合



[遡及前] [遡及後]

3年間、経過措置の対象者である場合



[遡及前] [遡及後]